



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2013年3月(第12号) 1号

ようやく春らしい陽気になってきました。今年は全国的に桜の開花が早く、東京では満開の時期が過ぎたように感じますが皆様の地域ではいかがでしょうか。

「事務所だより3月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 年次有給休暇の付与日数
- 2 雇用保険の加入基準は？
- 3 退職後の住民税の納め方
- 4 当事務所から

年次有給休暇の付与日数

年次有給休暇とは、一定期間勤務した従業員に対して心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことです。年次有給休暇が付与される要件は①雇入れの日から6ヶ月経過していること②この期間の全労働日の8割以上出勤したことの2つであり、この要件を満たすと10労働日の年次有給休暇が付与されることになっています。

また最初に付与された日から1年を経過した日に②と同様要件（最初の年次有給休暇を付与されてから1年間の全労働日の8割以上出勤したこと）を満たせば、11労働日の年次有給休暇が付与され、以後1年ごとに同様の要件を満たすことにより、次の表の日数が付与されます。

なお、付与されてから1年以内に使いきれなかった年次有給休暇は翌年に限り繰り越すことができます。

■ 年次有給休暇の付与日数

雇入れの日から起算した勤務期間	付与日数
6ヶ月	10労働日
1年6ヶ月	11労働日
2年6ヶ月	12労働日
3年6ヶ月	14労働日
4年6ヶ月	16労働日
5年6ヶ月	18労働日
6年6ヶ月以上	20労働日



【詳しい内容はこちらをクリック】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijungyosei06.html

雇用保険の加入基準は？

パートタイマーのように短時間で働く従業員の方でも加入基準に当てはまれば雇用保険に加入することになります。雇用保険には主に退職後に失業給付を支給するという大切な役割があります。

次の条件に当てはまれば加入者となりますので、会社の担当者の方はハローワークで忘れずに手続きをしてください。

なお、65歳を超えて新たに雇用された方については雇用保険の加入対象とはなりません。

- ①31日以上雇用される見込みがある場合
- ②所定労働時間が週20時間以上の労働条件で働く場合



退職後の住民税の納め方

住民税を毎月の給料から天引き（源泉徴収）で納めている方の退職後の住民税は、①退職時に未払い分を会社経由で一括納付または②退職後個人で直接納付する方法（普通徴収）に切り替わることになります。普通徴収の場合は退職後お住まいの市区町村から送られてくる納付書によって納めることになります。

また住民税は1月から12月までの1年間の所得（給与など）に対して、翌年の6月から翌々年の5月までの税額が決定される仕組みとなっています。そのために退職後に収入が激減した翌年になって、多額の住民税を請求されることがありますので注意が必要です。

当事務所から



事務所日より3月号はいかがでしょう。
今年は予想以上に桜の開花が早く、桜祭りなどのイベントを企画していた団体などでは、予定がくるってしまったのではないのでしょうか。とは言うものの、毎年桜の季節はなんだかワクワクしますね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美